省　令

○総務省令第四十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

総務大臣　片山　善博

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「市町村合併体制整備費補助金」を「市町村合併体制整備費補助金　市町村行政機能応急復旧補助金」に、「情報通信利用環境整備推進交付金」を「情報通信利用環境整備推進交付金　情報通信基盤災害復旧事業費補助金」に、「国民保護訓練費負担金」を「国民保護訓練費負担金　消防防災設備災害復旧費　消防防災施設災害復旧費補助金」に、「緊急消防援助隊活動費負担金」を「緊急消防援助隊活動費負担金　災害発生県内消防応援活動費交付金　原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

○厚生労働省令第六十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「資する職業訓練」の下に「（次項において「法第二十七条第一項訓練」という。）」を加え、「専門課程、専門短期課程、応用課程又は応用短期課程」を「第三項に規定する総合課程における特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程」に改め、同条に次の三項を加える。

2　法第二十七条第一項訓練の訓練課程は、高度職業訓練を行う長期間の訓練課程であつて、特定専門課程及び特定応用課程とする。

3　前項の特定専門課程を経て同項の特定応用課程を修了するまでの一連の課程を総合課程という。

4　前項に規定する総合課程における特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練は、それらの訓練の内容について相互に密接な関連を有しながら体系的に実施するものとする。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。

（特定専門課程の訓練基準等）

第三十六条の二の二　特定専門課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　訓練の対象者　高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二　教科　その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであつて特定応用課程の教科と体系的に実施されるものであること。

三　訓練期間　二年であること。

四　訓練時間　一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五　設備　教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六　訓練生の数　訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七　職業訓練指導員　訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。

イ　第四十八条の二第三項第一号、第三号若しくは第四号に該当する者又は同項第二号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位も含む。）を有するもの

ロ　研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ　厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八　試験　学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2　別表第六の規定は、特定専門課程の高度職業訓練について準用する。

3　前項において準用する別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、第一項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

（特定応用課程の訓練基準等）

第三十六条の二の三　特定応用課程の高度職業訓練に係る基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　訓練の対象者　特定専門課程を修了した者であること。

二　教科　その科目が将来職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであつて特定専門課程の教科と体系的に実施されるものであること。

三　訓練期間　二年であること。

四　訓練時間　一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五　設備　教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六　訓練生の数　訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七　職業訓練指導員　訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。

イ　第四十八条の二第三項第一号、第三号若しくは第四号に該当する者又は同項第二号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位も含む。）を有するもの

ロ　研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ　厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八　試験　学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2　別表第七の規定は、特定応用課程の高度職業訓練について準用する。

3　前項において準用する別表第七の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、第一項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

第三十六条の三第一号中「及び」を「並びに」に改め、「専門短期課程」の下に「及び応用短期課程」を加える。

第三十六条の四中「第十二条から第十五条まで、第二十一条第二項から第六項まで及び第二十九条から第二十九条の三まで」を「第十三条、第十五条及び第二十九条の三」に改め、「職業訓練」の下に「（特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練を除く。）」を加え、「第十二条から第十五条までの規定」を「第十三条及び第十五条」に改め、「第二十一条第二項から第六項までの規定及び第二十九条の二中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と」を削り、同条に次の一項を加える。

2　第二十九条から第二十九条の三までの規定は、職業能力開発総合大学校において行う職業訓練（特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練に限る。）について準用する。この場合において、第二十九条中「普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練」とあるのは「特定専門課程の高度職業訓練及び特定応用課程の高度職業訓練」と、「それぞれの」とあるのは「当該」と、第二十九条の二中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十九条の三中「法第二十二条」とあるのは「法第二十七条第五項において準用する法第二十二条」と読み替えるものとする。